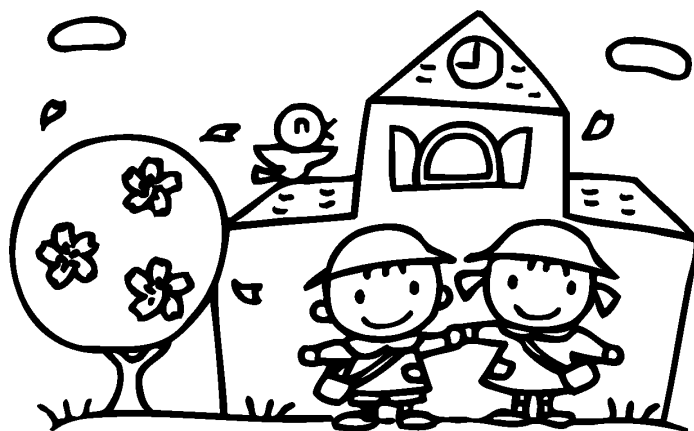




平成28年度

**保育施設入園の
てびき**



新潟市

(1) 支給認定とは

保育園、認定こども園、幼稚園等を利用するためには「平成28年度施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定兼入園申請書（以下、申請書）」を提出し、支給認定を受けていただく必要があります。

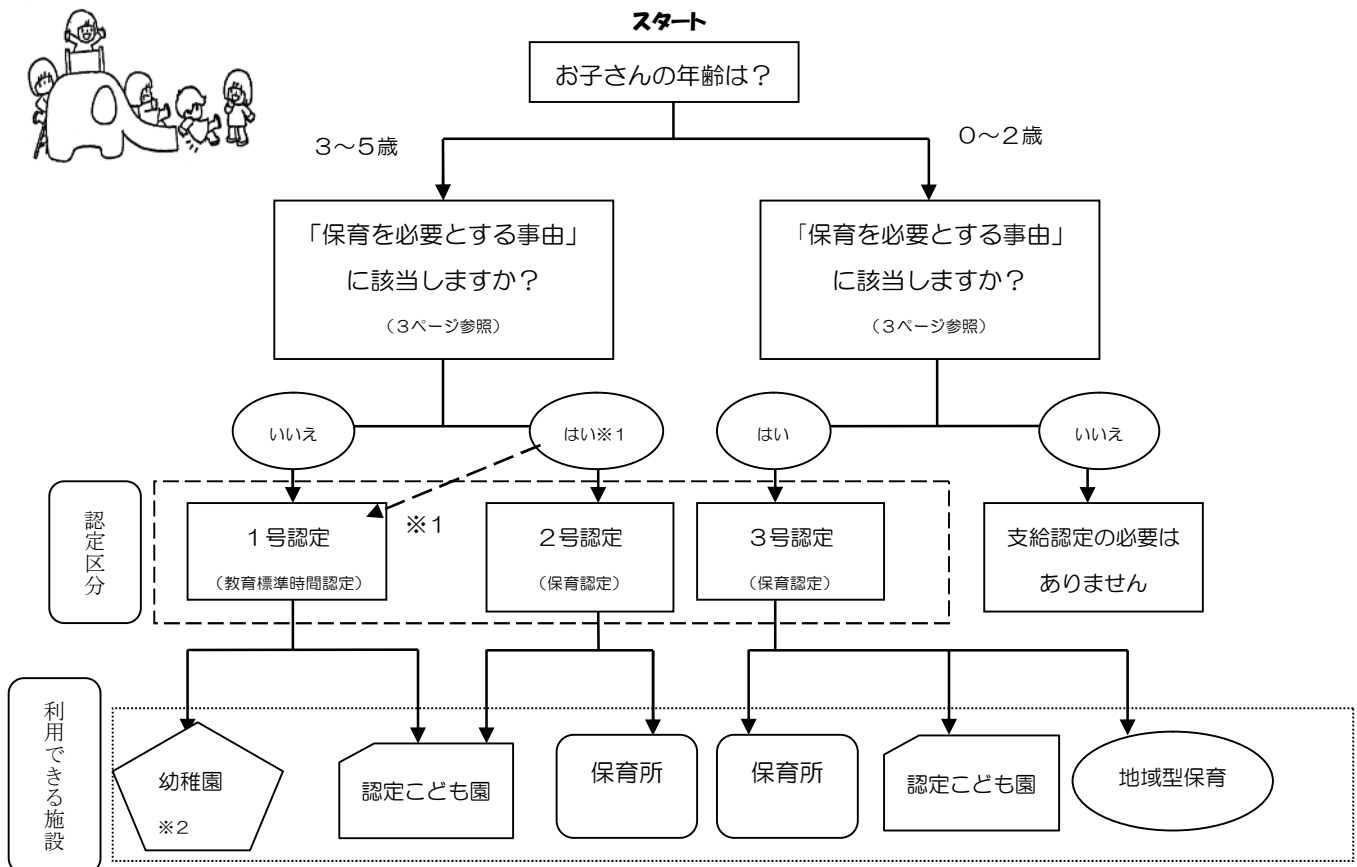
①支給認定は、小学校就学前のお子さんの居住する（住民票のある）市町村で行います。

支給認定の区分は次の3つです。どの施設を利用するか、もしくは、世帯の状況により認定区分が異なります。

認定区分		対象	利用可能施設
1号認定	教育標準時間認定	お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上・保育認定	お子さんが満3歳以上で、保育の必要な理由★に該当し保育園等での保育を希望される場合	保育園、認定こども園
3号認定	満3歳未満・保育認定	お子さんが満3歳未満で、保育の必要な理由★に該当し保育園等での保育を希望される場合	保育園、認定こども園 地域型保育

★保育施設の利用を希望し、2号もしくは3号認定を受ける場合は「(3) 保育の必要な事由」を必ずご確認ください。

支給認定や、利用施設について、次のフローで確認できます。



※1 共働きでも幼稚園を希望する場合は、1号認定を受けることになります。

※2 新制度に移行しない幼稚園もあります。その園を利用する場合は認定を受ける必要はありません。

②利用可能施設・事業については次のとおりです。

施設種類	利用可能年齢 (クラス)	内容
保育園	0歳～5歳 (各園で入園可能 月齢を設定)	就労などのために家庭で保育のできない保護者に代わって、 児童を保育する施設
認定こども園	0歳～5歳	幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支 援も行う施設
幼稚園	3歳～5歳	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う 学校
地域型保育事業	0歳～2歳	少人数(原則19人以下)での保育を実施 (小規模保育・事業所内保育)

(2) 保育必要量について

2号認定と3号認定は、保育の必要に応じ、保育標準時間と保育短時間のいずれかを認定します。

保育必要量	保育標準時間	原則、開園時刻から11時間
	保育短時間	8時間(時間帯は施設ごとで異なる)

○それぞれの保育必要量を超えて、保育園等を利用した場合は延長保育となります。

○保育標準時間の認定を受けられる状況で、保育短時間での認定を希望する場合は、保育短時間認定を受けることができます。

(延長保育の考え方)

○保育標準時間は、原則、開園時刻から11時間を超えて保育を受ける時間帯

○保育短時間は、保育園ごとに設定した保育短時間の前後に保育を受ける時間帯

○費用は、公立園の場合30分につき100円(20時以降は30分につき200円)

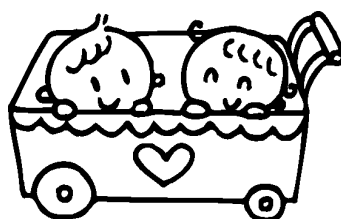
※私立園については各施設にお問い合わせください。

【例】7:00開園、19:00閉園の保育園の場合

○保育標準時間…7:00～18:00(開園時刻から11時間)※開園時刻は、園ごとに異なる

○保育短時間 …8:00～16:00(時間帯は保育園ごとに設定)

イメージ	7:00	8:00	16:00	18:00	19:00
	開園時間(7:00～19:00)				
	保育標準時間(7:00～18:00)(開園時間は園ごとに異なる)				延長保育
	延長保育	保育短時間(8:00～16:00)(時間帯は園ごとに設定)			延長保育



(3) 保育が必要な事由及び提出書類について

新潟市の入園基準は次のとおりです。保育を必要とする理由を確認するために、入園申請書には保育を必要とする事由が確認できる必要書類を添付してください。

保育を必要とする理由	保育実施期間	保育必要量	必要書類
1. 家庭外労働 (外勤・自営業・農業等) 月64時間以上勤務している。	小学校就学前まで (勤務が継続する場合)	就労時間に応じて 判定(※注)	勤務証明書兼就労 届出書 勤務内定の場合は 内定通知書 農業・自営の方で、 事業主・専従者を証 明する書類があれば その写し(確定申 告書の控の写し等)
2. 家庭内労働(内職等) 月64時間以上勤務している。		【父母共に】 月120時間以上 ⇒保育標準時間 月120時間未満 ⇒保育短時間	
3. 母親の出産等 母親が妊娠中であるかまたは産後間もない。	産前：出産予定日の8週間前 の日の属する月の初日 産後：出産日から起算して8週 間を経過する日の属する 月の月末まで	保育標準時間 (希望により保 育短時間も選択 可)	医師の診断書もし しくは母子手帳の写 し等(出産予定日が 記載されたもの)
4. 疾病・負傷等 疾病・負傷もしくは精神や身体に障がい を有している。	医師の診断書等に 記載されている期間		医師の診断書 もしくは障がい者 手帳または介護保 険被保険者証の写 し
5. 病人の看護等 家庭内に長期に渡る病人や心身に障がいの ある親族があり、その介護にあっている。			
6. 災害等 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に あたっている。	市長の認める期間		り災証明書
7. 求職活動(起業の準備を含む。) 継続的に求職活動を行っていること。(一時 預かりで対応できない場合のみ)	3ヶ月	保育短時間	誓約書
8. 通学等(通信教育を除く) 学校教育法に基づく学校または職業訓練校 等に通っている。	卒業または修了の日まで		在学証明書、授業カ リキュラム等
9. その他 (1) 1から8のほか保育を行うことが困難で あると認められる場合 (2) 保護者が月64時間未満の就労をしてお り、児童が下記の①から④の全てに該当す る場合 ①集団生活が可能である。 ②年度初日の前日に3歳に達している。 ③特別児童扶養手当の支給対象児童、障がい 者手帳の交付児童、療育手帳の交付児童の いずれかに該当する。 ④幼稚園の入園が難しい。	市長の認める期間	保育標準時間 (希望により保 育短時間を選択 可)	家庭で保育を行う ことが困難である と認められるもの

◎育児休業を取得する前に、支給認定を受け保育施設を利用しているお子さんは、育児休業中も継続入所は可能です。育児休業による継続入所の保育必要量は原則保育短時間認定となります。

(※注) 通勤時間や勤務時間帯により、保育短時間の時間帯を超えて保育施設を利用せざるを得ないと確認できる場合、1ヶ月の勤務時間が120時間に達しない場合でも保育標準時間と認定することがあります。

(4) 申込方法について

①平成29年4月の入園について（新年度入園）

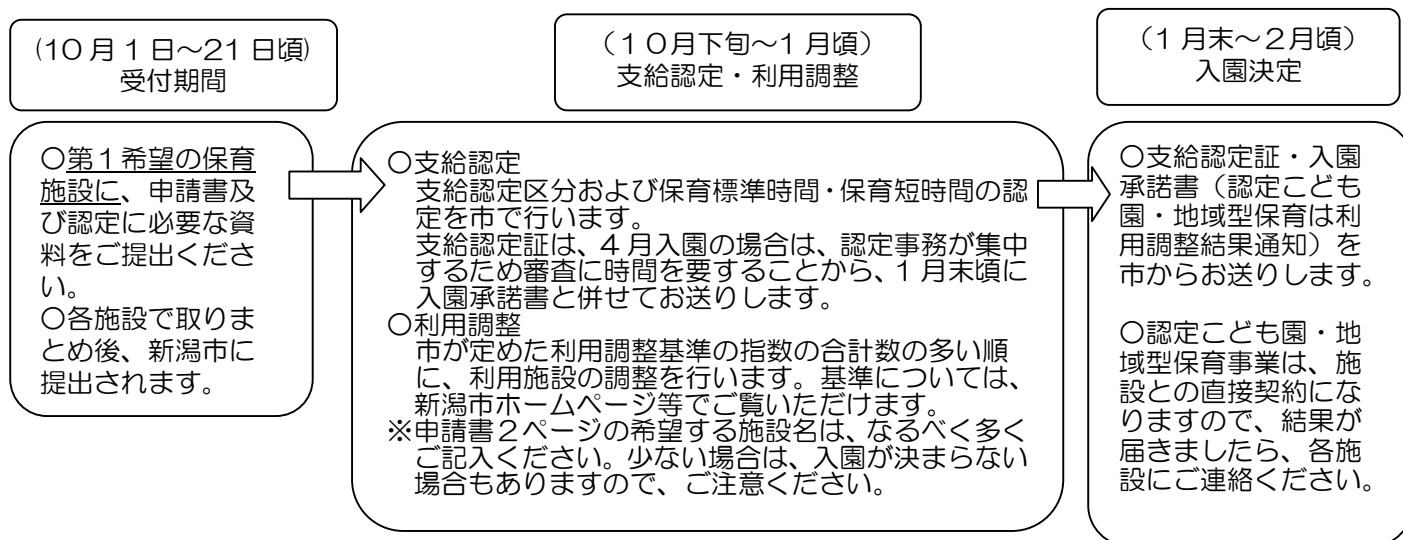
○平成28年12月から平成29年3月の間で入園及び転園を希望しており、平成29年4月以降も継続して入園を希望する場合は、随時入園の手続きの前に、新年度（4月）入園の申込みが必要です。

○申請書など入園申込みに必要な書類を、第1希望の保育施設で受け取ってください。

○障がい児保育の希望や心身の発達等に心配がある場合、又は医療的配慮が必要なお子さんの利用に関しては、申請前に各区役所健康福祉課児童福祉係にお問い合わせください。

※具体的な受付日程は、平成28年9月の「市報にいがた」や市ホームページにてお知らせします。

利用手続きの流れ（認定こども園の2号認定は除く）



3歳から5歳児クラスで、認定こども園を第1希望とされている方へ

○3歳から5歳児クラスで、認定こども園への入園を第1希望としている場合は、新年度入園に限り、入園申請書の受付期間が異なります。必ずご確認ください。

○第1希望施設のみで利用調整を行います。その結果、第1希望としている認定こども園に入園ができなかった場合は、申請書に第2希望以下の記入があればその後に行われる全保育施設の利用調整に含みます。（第2希望からの利用調整となります。）

○申込期間より遅く申込みをされた方で、第1希望の認定こども園に空きがあれば、全体で行う利用調整に含みます。申込時点で既に第1希望の認定こども園が受入人数に達している場合は、第1希望の変更をお願いすることがあります。

②平成28年5月～平成29年3月までの入園について（随時入園）

○入園希望施設のある区の区役所健康福祉課児童福祉係が相談窓口です。

○入園希望月の前月初日から25日（25日が土・日・祝日の場合は25日の前日）まで入園相談を受付ます。

○入園希望月の前月初日と2日目の2日間で受付をしたお子さんを対象に利用調整を行います。3日目以降に受け付けたお子さんについては、利用調整後空きのある施設をご紹介します。

○入園相談で伺った内容に基づき、利用調整（選考）を行い、結果は個別にご案内します。

○利用調整は、基準指数と調整指数を各ご家庭の状況に照らし合わせ計算し、指数の高いお子さんから入園を内定します。

○障がい児保育の希望や心身の発達等に心配がある場合、その他特別な事情がある場合については、お早めに各区役所健康福祉課児童福祉係へお問い合わせください。

《入園に関する注意点》

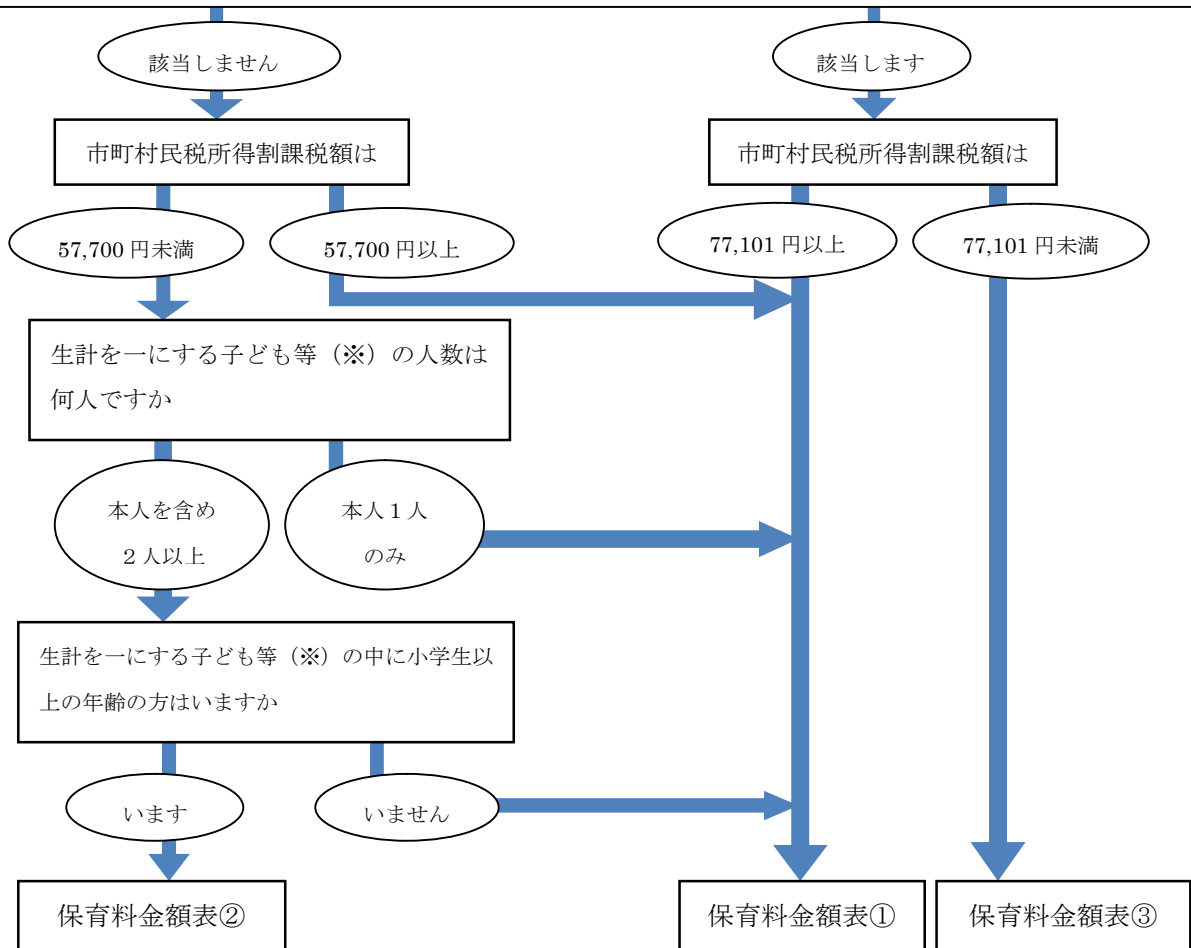
- ◆入園決定後に、家庭の状況等が申し込み時と異なることが判明したときは、決定を取り消す場合があります。
- ◆支給認定の内容に変更があった場合は、速やかに変更届を保育施設に提出してください。支給認定区分・保育必要量の認定変更は、届けのあった翌月から変更になります。
※退職や育児休業へ移行したことによる入園要件及び支給認定の変更は、事実の発生した月の翌月からの変更になります。
- ◆世帯員の増減などによる保育料の変更については、事実の属する月の翌月からの変更になります。（原則年度内）
- ◆育児休業からの仕事復帰日が入園相談時から変更になる場合は、必ず、各区担当者にご相談ください。復帰日が変更になると、入園が取り消される場合があります。
- ◆支給認定は、住民票のある市町村で行います。市外に住民票を異動した場合は、住民票の異動日以降市内の保育施設はご利用いただけません。
- ◆入園後も家庭状況の把握を行い、保育の必要性が認められないときは、退園になる場合があります。

(5) 保育料について

平成28年度の保育料は、世帯の状況により、適用される保育料金額表(①・②・③)が異なります。次のフローをご覧ください、該当する保育料金額表を確認してください。

次の(1)から(3)までの世帯に該当しますか。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養している方の世帯
- (2) 次に掲げる障がい児者を有する世帯（障がい児者が社会福祉施設に入所している世帯を除く。）
 - ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者
 - イ 療育手帳の交付を受けている者
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象となる障がい児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (3) 利用者の扶養義務者の申請に基づき、生活保護法に規定する要保護者その他の市長が特に困窮していると認める世帯



※子ども等とは・・・

①支給認定保護者に監護される者（未成年）、②支給認定保護者に監護されていた者（①が青年に達した場合）及び③支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属（①②を除く）

(単位：円)

各月初日の利用者の属する世帯の階層区分		満3歳以上児						満3歳未満児					
		保育標準時間認定			保育短時間			保育標準時間認定			保育短時間		
階層区分	定義	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
A	生活保護法による被保護世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	2,000	0	0	1,900	0	0	3,000	0	0	2,900	0	0
C	市町村民税所得割非課税世帯	9,000	0	0	8,800	0	0	11,000	0	0	10,800	0	0
D1	市町村民税所得割額	48,600 円未満	11,500	0	0	11,300	0	0	13,300	0	0	13,000	0
D2A		57,700 円未満	15,200	3,800	0	14,900	3,720	0	16,300	4,070	0	16,000	4,000
D2B		60,000 円未満	15,200	3,800	0	14,900	3,720	0	16,300	4,070	0	16,000	4,000
D3A		77,101 円未満	19,500	4,870	0	19,100	4,770	0	20,500	5,120	0	20,100	5,020
D3B		79,000 円未満	19,500	4,870	0	19,100	4,770	0	20,500	5,120	0	20,100	5,020
D4		97,000 円未満	22,900	5,720	0	22,500	5,620	0	25,000	6,250	0	24,500	6,120
D5		114,000 円未満	26,000	6,500	0	25,500	6,370	0	29,500	7,370	0	28,900	7,220
D6		140,000 円未満	29,500	7,370	0	28,900	7,220	0	33,000	8,250	0	32,400	8,100
D7		169,000 円未満	31,500	7,870	0	29,100	7,270	0	37,600	9,400	0	36,900	9,220
D8		199,000 円未満	31,500	7,870	0	29,100	7,270	0	43,000	10,750	0	42,200	10,550
D9		301,000 円未満	31,500	7,870	0	29,100	7,270	0	48,500	12,120	0	47,600	11,900
D10	336,000 円未満	31,500	7,870	0	29,100	7,270	0	53,500	13,370	0	52,500	13,120	
D11	336,000 円以上	31,500	7,870	0	29,100	7,270	0	57,200	14,300	0	56,200	14,050	

《保育料金額表①に関する注意点》

- 保育料金額表①において、小学校就学前の子どもが本人のみの場合は「第1子」、きょうだい2人以上同時に教育・保育施設等(※)を利用する場合、本人が最も年齢の高い場合は「第1子」、年齢の高い方から2番目の場合は「第2子」、3番目以降の場合は「第3子以降」と定義します。

なお保育料金額表①のとおり「第2子」の場合は4分の1、「第3子以降」は無料となります。(多子軽減)

- 同一世帯に保護者が同じ小学校3年生以下の子どもが3人以上いる場合、そのうち年齢の高い方から3番目以降の方は無料となります。(新潟市独自多子軽減)

(※)多子軽減の対象施設は、幼稚園、保育園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、小規模保育事業、事業所内保育事業等)です。

(注)7ページの料金表①・②・③共通の注意点も必ずご確認ください。

(単位：円)

各月初日の利用者の属する世帯の階層区分		満3歳以上児				満3歳未満児			
		保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間	
階層区分	定義	第2子	第3子以降	第2子	第3子以降	第2子	第3子以降	第2子	第3子以降
A	生活保護法による被保護世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	1,000	0	950	0	1,500	0	1,450	0
C	市町村民税所得割非課税世帯	4,500	0	4,400	0	5,500	0	5,400	0
D1	市町村民税所得割額	48,600 円未満	5,750	0	5,650	0	6,650	0	6,500
D2A		57,700 円未満	7,600	0	7,450	0	8,150	0	8,000

《保育料金額表②に関する注意点》

- 保育料金額表②において、生計を一にする子ども等のうち、本人が年齢の高い方から2番目の場合は「第2子」、3番目以降の場合は「第3子以降」と定義します。

なお、保育料金額表②のとおり「第2子」の場合は2分の1、「第3子以降」は無料となります。(多子軽減)

(注)7ページの料金表①・②・③共通の注意点も必ずご確認ください。

保育料金額表③										
各月初日の利用者の属する世帯の階層区分			満3歳以上児				満3歳未満児			
			保育標準時間認定		保育短時間		保育標準時間認定		保育短時間	
階層区分	定義		第1子	第2子以降	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降
A	生活保護法による被保護世帯等		0	0	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0	0	0	0	0
C	市町村民税所得割非課税世帯		4,500	0	4,400	0	5,500	0	5,400	0
D1	市町村民税所得割額	48,600 円未満	5,750	0	5,650	0	6,650	0	6,500	0
D2A		57,700 円未満	7,600	0	7,450	0	8,150	0	8,000	0
D2B		60,000 円未満	7,600	0	7,450	0	8,150	0	8,000	0
D3A		77,101 円未満	9,750	0	9,550	0	10,250	0	10,050	0

《保育料金額表③に関する注意点》

●保育料金額表③において、生計を一にする子ども等のうち、本人が最も年齢の高い場合は「第1子」、2番目以降の場合は「第2子以降」と定義します。

なお、保育料金額表③のとおりA・B階層の場合、「第1子」「第2子以降」とともに無料、C階層からD3A階層においては、「第1子」は2分の1、「第2子以降」は無料になります（多子軽減）

(注) 7ページの料金表①・②・③共通の注意点も必ずご確認ください。

料金表①・②・③共通の注意点

①保育料の算定

○平成28年度の保育料は、児童と生計を同一にする世帯の市町村民税額により決まります。（4月から8月までは平成27年度の市町村民税額、9月から翌年3月までは平成28年度の市町村民税額により決まります。）

※児童の父母の市町村民税額（調整控除以外の税額控除適用前《注1》）を基に算定を行いますが、父母以外の同居の祖父母等が家計の主宰者と判断される場合は、その方の市町村民税額を含めて算定を行います。父母の状況が次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、父母のみの市町村民税額により保育料を決定します。

- (1) 父母の年間合計収入が160万円以上ある場合
 (2) ひとり親世帯で年間収入が110万円以上ある場合
 (3) 父母の合計所得が祖父母等のうち最も所得の多い方の所得を上回る場合

《注1》保育料算定で使用する市町村民税額は、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除等の税額控除が控除される前の市町村民税を使用し、保育料を決定します。）

○保育料の算定や家族状況の把握のため、担当課で住民基本台帳、課税・福祉（生活保護・在宅障がい者状況）データ等を閲覧いたしますが、閲覧を承諾されない場合や、市町村民税の未申告等により課税データが確認できない場合は、保育料金額表の最高額で決定することがあります。

○平成27年1月2日以降に新潟市に転入した場合は、課税証明書等が必要です。（この課税証明書は、平成27年1月1日現在に住民票があった市区町村の税務担当課で発行されます。当該市区町村の税務担当課にお問い合わせください。）

○年齢は平成28年3月31日現在の満年齢で決まります。（年度途中で満3歳に達し2号認定に切り替わった場合は、その年度内は3号認定の額となります。）また、年度途中で入園した場合も3月31日現在の満年齢で決まります。

○A階層の「生活保護法による被保護世帯等」とは、「生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の推進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の受給世帯」です。

②保育料の納付

- 公立・私立保育園の当月分の保育料については、原則として毎月の末日が納期限となっています。毎月15日すぎに保育園経由で送付する納入通知書により、銀行などの窓口で納付してください。便利な口座振替も可能です。金融機関備え付けの口座振替申込書で手続きしてください。認定こども園や地域型保育事業をご利用の場合は、各施設にお問い合わせください。
- 保育料の納入通知書は、保護者（父および母または父母以外の保護者）宛に送付いたします。

③保育料の延滞金について

- 公立・私立保育園の保育料について、新潟市債権管理条例に基づき、納期限までに納付すべき保育料のお支払いがないと、納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、延滞金を加算します。

④保育料の軽減・減免制度

- 配偶者と死別・離婚などをした人が受けられる住民税の「寡婦(夫)控除」を、未婚のひとり親家庭も同様に受けたとみなし、保育料を算定します。（みなし寡婦（夫）控除制度）
「みなし寡婦(夫)控除」の適用を受ける場合は、各区役所健康福祉課児童福祉係で申請が必要です。
- 平成28年度において、保護者の疾病・やむを得ない理由による退職等で収入が前年より著しく減少した場合や、災害により損害を受けた場合や東日本大震災により避難されている場合に、保育料の一部又は全部が減免される制度があります。

⑤延長保育

- 保育標準時間は、原則開園時刻から11時間を超えて保育を受ける時間帯で、保育短時間は、保育園ごとに設定した保育短時間の前後に保育を受ける時間帯で延長保育を受付けます。別途、延長保育料が必要になります。料金は公立園の場合は30分あたり100円です。私立園については各施設にお問い合わせください。

【メモ欄】



平成28年度 新潟市保育施設一覧表

◎は認定こども園、☆は小規模保育事業、◆は事業所内保育事業です。

※1 認定こども園の定員は、2号・3号の合計定員です。事業所内保育事業の定員は地域枠の定員です。

※2 平日の場合の時間です。土曜日については各施設にお問い合わせください。

区	公立 私立	施設名	定員 ※1	受入れ年 齢 (年月齢)	所在地	開閉園時間		保育短時間 ※2	電話番号
						平日	土曜日		
北	公	ちとせ	90	6ヶ月	北区松浜6丁目11番地1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-259-2614
北	公	太夫浜	60	6ヶ月	北区太夫浜1964番地1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-259-4877
北	公	かやま	120	2ヶ月	北区嘉山1丁目2番41号	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-387-5201
北	公	すみれ	150	2ヶ月	北区石動1丁目10番地1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-387-3149
北	公	早通南	120	2ヶ月	北区早通南1丁目9番7号	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-387-4589
北	公	早通北	150	2ヶ月	北区早通北3丁目7番30号	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-387-2208
北	公	木崎	80	2ヶ月	北区横井279番地	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-386-3155
北	公	越岡	80	1歳	北区十二321番地	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-387-5600
北	公	二葉	100	2ヶ月	北区浦木1523番地1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-387-3774
北	公	太田	80	2ヶ月	北区太田2005番地	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-386-2329
北	公	三ツ森	60	1歳	北区森下1409番地	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-386-0580
北	公	若葉	80	2ヶ月	北区新鼻279番地2	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-386-3100
北	私	みなと福祉	60	2ヶ月	北区松浜7丁目4番地11	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-259-3394
北	私	光華	80	2ヶ月	北区島見町1972番地	7:15 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:15 ~ 16:15	025-255-3722
北	私	阿賀野	120	2ヶ月	北区新元島町3953番地3	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-259-6100
北	私	にごりかわ	120	4ヶ月	北区濁川300番地1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-259-7068
北	私	つくし	120	2ヶ月	北区東栄町1丁目1番66号	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	025-387-2623
北	私	豊栄マリア	100	2ヶ月	北区内島見1243番地	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-387-5367
北	私	青い鳥	150	2ヶ月	北区須戸588番地	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	025-386-2424
北	私	こまくさ	120	2ヶ月	北区柳原3丁目10番25号	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-387-2175
北	私	ほのぼの	70	6ヶ月	北区樋ノ入1143番地1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-387-6200
北	私	あたご とまと	90	2ヶ月	北区葛塚4851番地	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-388-7676
北	私	◎ 小鳥の森こども園	60	6ヶ月	北区嘉山533番地	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-386-9441
北	私	◎ 松浜こども園	90	2ヶ月	北区松浜本町4丁目7番26号	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-259-7070
東	公	山木戸	110	2ヶ月	東区山木戸4丁目11番20号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-273-2816
東	公	大形	110	2ヶ月	東区海老ヶ瀬589番地	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-273-8505
東	公	中山	120	2ヶ月	東区中山4丁目2番5号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-271-7441
東	公	山ノ下	60	2ヶ月	東区山の下町17番14号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-273-5442
東	公	桃山	90	6ヶ月	東区桃山町1丁目110番地1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-273-6413
東	公	大山	110	2ヶ月	東区大山2丁目13番1号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-273-0747
東	公	中野山	70	2ヶ月	東区中野山822番地	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-276-1391
東	公	石山	80	2ヶ月	東区中野山8丁目13番1号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-276-1506
東	公	第二中野山	70	6ヶ月	東区中野山4丁目8番15号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-276-0334
東	公	東中野山	110	2ヶ月	東区東中野山6丁目4番28号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-276-6640
東	私	瑞穂	60	2ヶ月	東区山木戸3丁目14番44号	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-275-1717
東	私	みたけ	110	2ヶ月	東区紫竹6丁目5番4号	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-256-6800
東	私	上木戸	130	2ヶ月	東区上木戸5丁目17番13号	7:15 ~ 19:15	7:30 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	025-273-4063
東	私	逢谷内	120	2ヶ月	東区大形本町6丁目14番13号	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-274-5689
東	私	岡山乳児	60	2ヶ月	東区本所252番地1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-276-8181
東	私	はず池	120	2ヶ月	東区新松崎1丁目1番10号	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-257-9633
東	私	船江	100	2ヶ月	東区船江町1丁目50番33号	7:15 ~ 19:30	7:15 ~ 19:30	8:15 ~ 16:15	025-273-6058

平成28年度 新潟市保育施設一覽表

◎は認定こども園、☆は小規模保育事業、◆は事業所内保育事業です。

※1 認定こども園の定員は、2号・3号の合計定員です。事業所内保育事業の定員は地域枠の定員です。

※2 平日の場合の時間です。土曜日については各施設にお問い合わせください。

区	公立 私立	施設名	定員 ※1	受入れ年 齢 (年月齢)	所在地	開閉園時間		保育短時間 ※2	電話番号
						平日	土曜日		
東	私	松崎	130	2ヶ月	東区白銀2丁目4番地7	7:15 ~ 19:00	7:15 ~ 18:45	8:15 ~ 16:15	025-273-6328
東	私	はじめ	200	2ヶ月	東区河渡甲135番地7	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 19:30	8:00 ~ 16:00	025-274-0794
東	私	聖徳	120	2ヶ月	東区河渡本町15番16号	7:00 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-275-5929
東	私	中道山	90	2ヶ月	東区幸栄2丁目18番8号	7:00 ~ 19:40	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-273-9562
東	私	下山	90	2ヶ月	東区太平2丁目7番17号	7:00 ~ 19:30	7:15 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-274-1918
東	私	物見山はじめ	60	2ヶ月	東区物見山3丁目3番16号	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 19:30	8:00 ~ 16:00	025-271-3233
東	私	第二はじめ	100	2ヶ月	東区太平4丁目14番地15	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 19:30	8:00 ~ 16:00	025-275-3601
東	私	ゆたか	150	2ヶ月	東区東中野山4丁目12番9号	7:00 ~ 19:30	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-276-2964
東	私	みつばち	90	3ヶ月	東区粟山3丁目3番8号	7:15 ~ 19:15	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-276-3098
東	私	東明	90	5ヶ月	東区東明3丁目15番地2	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-286-0345
東	私	みつばち第二	90	3ヶ月	東区新石山4丁目8番地3	7:15 ~ 19:15	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-277-2400
東	私	ナカスイミング	140	2ヶ月	東区南紫竹2丁目10番9号	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-286-0911
東	私	なかの乳児	30	2ヶ月	東区粟山706番地	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-276-5688
東	私	いろは	90	2ヶ月	東区竹尾2丁目21番10号	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	025-275-0168
東	私	メイブル	90	2ヶ月	東区逢谷内6丁目8番25号	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-274-3316
東	私	牡丹山ひかり	90	2ヶ月	東区上木戸1丁目14番9号	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-273-9566
東	私	◎ 藤見	70	6ヵ月	東区小金町1丁目1番17号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-273-6282
東	私	◎ 恵泉	60	6ヵ月	東区松和町16番地5	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-271-4675
東	私	◎ 新潟あゆみ	40	6ヵ月	東区東中野山3丁目13番26号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-276-0111
東	私	◎ 岡山幼保連携型	120	2ヶ月	東区本所254番地4	7:00 ~ 18:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-277-1955
東	私	◎ 栄光	40	3歳	東区石山1丁目2番6号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-287-2877
東	私	☆ 乳児保育園みらい	19	2ヶ月	東区牡丹山3丁目18番39号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-384-0321
東	私	◆ えびがせ保育園アミック	25	7ヶ月	東区海老ヶ瀬3017番地	7:30 ~ 19:30	7:30 ~ 17:30	8:00 ~ 16:00	025-279-2600
中央	公	八千代	150	2ヶ月	中央区川岸町1丁目56番地1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-232-6565
中央	公	入舟	100	6ヶ月	中央区稲荷町3476番地2	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-222-7849
中央	公	白山	60	2ヶ月	中央区白山浦2丁目180番地7	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-266-3464
中央	公	しなの	50	2ヶ月	中央区信濃町19番20号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-266-5542
中央	公	敷島	60	2ヶ月	中央区川岸町1丁目47番地5	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-266-5541
中央	公	万代	70	2ヶ月	中央区蒲原町1番18号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-244-3344
中央	公	流作場	140	2ヶ月	中央区水島町3番28号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-244-3669
中央	公	長嶺	90	2ヶ月	中央区明石2丁目1番51号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-244-7301
中央	公	宮浦乳児	30	2ヶ月	中央区万代5丁目5番25号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-241-1653
中央	公	沼垂	80	2ヶ月	中央区沼垂東4丁目8番36号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-243-6640
中央	公	鳥屋野	130	2ヶ月	中央区鳥屋野4丁目9番30号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-283-7083
中央	公	ロータリー	120	2ヶ月	中央区下所島2丁目3番6号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-283-3413
中央	公	山潟	100	2ヶ月	中央区弁天橋通3丁目2番18号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-286-5704
中央	私	新潟	90	2ヶ月	中央区関屋田町3丁目503番地	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-266-3362
中央	私	隣保館	45	2ヶ月	中央区田中町427番地4	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-223-0535
中央	私	関屋	120	6ヶ月	中央区関屋昭和町3丁目145番地	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-266-2606
中央	私	赤沢	60	3ヶ月	中央区東湊町通1の町2547番地	7:30 ~ 19:00	7:45 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-222-5542
中央	私	栄	30	2ヶ月	中央区四ツ屋町3丁目5132番地	7:00 ~ 22:30	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-222-9445

平成28年度 新潟市保育施設一覧表

◎は認定こども園、☆は小規模保育事業、◆は事業所内保育事業です。

※1 認定こども園の定員は、2号・3号の合計定員です。事業所内保育事業の定員は地域枠の定員です。

※2 平日の場合の時間です。土曜日については各施設にお問い合わせください。

区	公立 私立	施設名	定員 ※1	受入れ年 齢 (年月齢)	所在地	開閉園時間		保育短時間 ※2	電話番号
						平日	土曜日		
中央	私	勝楽寺	70	2ヶ月	中央区西堀通8番町1588番地	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:15 ~ 16:15	025-228-5856
中央	私	旭	80	2ヶ月	中央区寺裏通1番町234番地2	7:30 ~ 19:30	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-222-3700
中央	私	寄居	70	2ヶ月	中央区寄居町702番地	7:00 ~ 22:00	7:00 ~ 15:00	7:00 ~ 15:00	025-223-5004
中央	私	子安	60	2ヶ月	中央区日の出1丁目14番23号	7:00 ~ 19:15	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-242-2662
中央	私	馬越子安	90	2ヶ月	中央区本馬越2丁目9番13号	7:00 ~ 19:15	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-244-6233
中央	私	女池	120	6ヶ月	中央区女池6丁目4番18号	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-284-2156
中央	私	若草	60	6ヶ月	中央区和合町2丁目10番5号	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-283-1517
中央	私	こばと	80	6ヶ月	中央区女池神明2丁目6番1号	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-284-1133
中央	私	網川原	150	6ヶ月	中央区網川原2丁目1番19号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 16:00	8:00 ~ 16:00	025-284-3816
中央	私	紫竹山	90	2ヶ月	中央区紫竹山2丁目3番5号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 16:00	8:00 ~ 16:00	025-243-5855
中央	私	笹口	110	4ヶ月	中央区南笹口1丁目8番57号	7:00 ~ 19:30	7:15 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-246-3620
中央	私	松美	90	2ヶ月	中央区山二ツ4丁目8番16号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 16:00	8:00 ~ 16:00	025-257-1010
中央	私	湖桜	110	2ヶ月	中央区長湯2丁目29番5号	7:00 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-286-0281
中央	私	新潟南	140	2ヶ月	中央区京王1丁目7番13号	7:00 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-286-3711
中央	私	YOU鐘木	110	2ヶ月	中央区湖南27番地6	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-282-4649
中央	私	コスモス鐘木	40	2ヶ月	中央区湖南27番地6	7:30 ~ 1:30	7:30 ~ 23:30	11:00 ~ 19:00	025-282-4650
中央	私	野のはな	30	2ヶ月	中央区上所中2丁目11番10号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-281-1299
中央	私	こどものいえ	120	2ヶ月	中央区親松101番地1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-284-5001
中央	私	新光町	120	6ヶ月	中央区新光町15番地4	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-278-3600
中央	私	エンジェル	100	2ヶ月	中央区堀之内南1丁目18番20号	7:00 ~ 7:00	7:00 ~ 7:00	7:00 ~ 15:00	025-246-1357
中央	私	新潟えきなか	90	4ヶ月	中央区花園1丁目1番1号(JR新潟駅構内)	7:00 ~ 20:00	7:00 ~ 20:00	8:30 ~ 16:30	025-245-5533
中央	私	ここの実	90	2ヶ月	中央区南出来島1丁目4番7号	7:00 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-282-7716
中央	私	◎ 親松	60	2ヵ月	中央区親松136番地122	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-283-4460
中央	私	◎ あそびの森有明	60	4ヵ月	中央区文京町17番21号	7:20 ~ 19:20	7:20 ~ 17:20	8:30 ~ 16:30	025-266-4151
中央	私	◎ 恵光学園第2	31	6ヵ月	中央区女池3丁目43番11号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	025-280-0288
中央	私	◎ みどり	5	3歳	中央区東中通1番86号	7:30 ~ 18:30	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	025-222-7429
中央	私	◎ 神宮	10	3歳	中央区西大畑町5195番地	7:30 ~ 18:30	8:00 ~ 15:00	8:30 ~ 16:30	025-222-7484
中央	私	◎ 京王	40	6ヵ月	中央区京王3丁目19番1号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-286-4803
中央	私	◎ 二葉	15	3歳	中央区西中町714番地	8:00 ~ 19:00	8:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-222-4509
中央	私	◎ 白鳥こども園	90	6ヶ月	中央区女池上山2丁目184番地	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-288-2555
中央	私	☆ ひまわりこども園	19	2ヶ月	中央区弁天3丁目2番20号 弁天501ビル2階	7:30 ~ 19:30	7:30 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	025-245-3131
中央	私	☆ POPOおうち	12	2ヶ月	中央区紫竹山1丁目9番17号2	7:00 ~ 20:00	7:00 ~ 20:00	8:00 ~ 16:00	025-210-6900
中央	私	☆ じんぐう	19	6ヶ月	中央区西大畑町581番地	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	025-210-7771
中央	私	◆ ばとーるこども園	13	2ヶ月	中央区下大川前通3ノ町2230番地	8:00 ~ 20:00	8:00 ~ 20:00	8:00 ~ 16:00	025-224-0121
江南	公	両川	45	2ヶ月	江南区酒屋町424番地8	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-280-2131
江南	公	ことぶき	100	2ヶ月	江南区天野3丁目1番38号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-280-6044
江南	公	曾野木	80	2ヶ月	江南区曾野木1丁目4番7号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-284-9505
江南	公	第二曾野木	80	2ヶ月	江南区曾野木2丁目18番7号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-284-8213
江南	公	大江山	70	2ヶ月	江南区北山868番地	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-276-2596
江南	公	横越中央	170	2ヶ月	江南区横越中央3丁目2番8号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-385-3302
江南	公	横越双葉	90	2ヶ月	江南区木津5丁目5番10号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-385-3837

平成28年度 新潟市保育施設一覧表

◎は認定こども園、☆は小規模保育事業、◆は事業所内保育事業です。

※1 認定こども園の定員は、2号・3号の合計定員です。事業所内保育事業の定員は地域枠の定員です。

※2 平日の場合の時間です。土曜日については各施設にお問い合わせください。

区	公立 私立	施設名	定員 ※1	受入れ年 齢 (年月齢)	所在地	開閉園時間		保育短時間 ※2	電話番号
						平日	土曜日		
江南	公	横越小杉	60	6ヶ月	江南区小杉3丁目14番16号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-385-3303
江南	公	亀田第一	90	2ヶ月	江南区亀田新明町2丁目6番1号	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-381-2627
江南	公	亀田第二	90	2ヶ月	江南区諏訪1丁目6番10号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-381-2095
江南	公	亀田第三	110	2ヶ月	江南区亀田東町3丁目5番15号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-382-4870
江南	公	亀田第四	160	2ヶ月	江南区西町4丁目6番24号	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-381-2296
江南	公	亀田第五	80	2ヶ月	江南区亀田中島2丁目4番14号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-382-5440
江南	私	いぶき	160	2ヶ月	江南区曾川甲518番地1	7:15 ~ 19:15	7:15 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	025-280-2505
江南	私	割野	70	2ヶ月	江南区割野2092番地3	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 17:30	8:00 ~ 16:00	025-280-3115
江南	私	本興寺	45	2ヶ月	江南区大淵1846番地3	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-276-2802
江南	私	松葉	45	2ヶ月	江南区松山1533番地1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	025-277-0061
江南	私	よごしなかの	90	2ヶ月	江南区うぐいす1丁目16番5号	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-385-5500
江南	私	袋津	120	2ヶ月	江南区砂岡1丁目3番40号	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-381-2094
江南	私	栄徳寺	60	3ヶ月	江南区日水1丁目3番25号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 16:00	8:00 ~ 16:00	025-381-3755
江南	私	亀田平和の園	60	10ヶ月	江南区亀田本町2丁目3番20号	7:15 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	8:15 ~ 16:15	025-381-2051
江南	私	早通	70	8ヶ月	江南区早通5丁目1番5号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-381-2284
江南	私	かめだなかの	60	2ヶ月	江南区砂岡5丁目1571番地1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-382-5833
江南	私	YOUなかの	120	2ヶ月	江南区亀田大月2丁目6番28号	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-381-0350
江南	私	四つ葉	100	2ヶ月	江南区亀田向陽2丁目11番27号	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-385-8045
江南	私	トキめき	110	2ヶ月	江南区亀田四ツ興野4丁目5番27号	7:00 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-383-8851
江南	私	ひまわり	90	2ヶ月	江南区曙町5丁目4番31号	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-383-1855
江南	私	このは	90	3ヶ月	江南区鞆ノ子3丁目4番44号	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-383-5001
江南	私	☆ たんぽぽ	12	2ヶ月	江南区江口826番地6号	7:30 ~ 18:30	/	8:30 ~ 16:30	025-277-2380
秋葉	公	新津東	120	6ヶ月	秋葉区日宝町9番4号	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0250-22-0882
秋葉	公	金津	120	2ヶ月	秋葉区朝日483番地2	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0250-22-0440
秋葉	公	新金沢	80	6ヶ月	秋葉区新金沢町12番11号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0250-22-6558
秋葉	公	小須戸	150	2ヶ月	秋葉区小須戸325番地1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0250-38-3077
秋葉	公	矢代田	90	2ヶ月	秋葉区矢代田1237番地1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0250-38-2269
秋葉	私	さくら	170	4ヶ月	秋葉区南町10番3号	7:15 ~ 19:15	7:15 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0250-22-0404
秋葉	私	林照寺	40	8ヶ月	秋葉区中村478番地	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0250-23-5343
秋葉	私	小合西	100	6ヶ月	秋葉区出戸181番地	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0250-22-5115
秋葉	私	満日	70	5ヶ月	秋葉区七日町1835番地甲	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	0250-22-8441
秋葉	私	中新田	60	5ヶ月	秋葉区中新田18番地21	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	0250-22-6847
秋葉	私	さつき野	150	2ヶ月	秋葉区川口2181番地	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	0250-21-3378
秋葉	私	にこにこ	190	2ヶ月	秋葉区あおば通2丁目24番5号	7:00 ~ 19:30	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	0250-25-2577
秋葉	私	あおぞら	60	4ヶ月	秋葉区中沢町14番18号	7:00 ~ 18:45	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0250-23-1148
秋葉	私	おぎかわ	150	2ヶ月	秋葉区中野3丁目20番7号	7:00 ~ 19:30	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	0250-24-4471
秋葉	私	おひさま	60	4ヶ月	秋葉区下新361番地1	7:00 ~ 18:45	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	0250-24-9988
秋葉	私	にいつ愛慈	150	2ヶ月	秋葉区新津本町1丁目9番6号	7:00 ~ 20:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0250-23-7050
秋葉	私	北上	100	2ヶ月	秋葉区さつき野4丁目15番12号	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	0250-25-5505
秋葉	私	敬愛	90	2ヶ月	秋葉区荻島3丁目1番20号	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	0250-22-3939
秋葉	私	◆ 下越病院	10	2ヶ月	秋葉区東金沢1459番地6	7:30 ~ 18:30	/	8:30 ~ 16:30	0250-23-5145

平成28年度 新潟市保育施設一覧表

◎は認定こども園、☆は小規模保育事業、◆は事業所内保育事業です。

※1 認定こども園の定員は、2号・3号の合計定員です。事業所内保育事業の定員は地域枠の定員です。

※2 平日の場合の時間です。土曜日については各施設にお問い合わせください。

区	公立 私立	施設名	定員 ※1	受入れ年 齢 (年年齢)	所在地	開閉園時間		保育短時間 ※2	電話番号
						平日	土曜日		
南	公	白根	80	6ヶ月	南区白根2444番地	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-372-2506
南	公	諏訪木	90	2ヶ月	南区白根水道町10番35号	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-372-2628
南	公	臼井	80	6ヶ月	南区赤洪4540番地	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-373-5513
南	公	大鷲	90	6ヶ月	南区東笠巻新田270番地2	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-362-5429
南	公	新飯田	60	2歳	南区新飯田1251番地4	7:30 ~ 18:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-374-2025
南	公	古川	70	6ヶ月	南区七軒383番地	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-372-2490
南	公	根岸	90	2ヶ月	南区山崎興野2321番地	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-362-6350
南	公	大通	80	2ヶ月	南区鷲ノ木新田5681番地	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	025-379-3182
南	公	小林	80	6ヶ月	南区下木山613番地	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-373-2316
南	公	にししろね	60	6ヶ月	南区西白根2032番地1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-372-1024
南	公	あじほ	80	2ヶ月	南区味方1231番地1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-372-1230
南	公	月湯	120	2ヶ月	南区西萱場1565番地	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-375-2437
南	私	白根はじめ	75	2ヶ月	南区戸石2647番地4	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 19:30	8:00 ~ 16:00	025-372-5300
南	私	ガテリュス・いぶき	150	2ヶ月	南区大通黄金4丁目2番1号	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-362-3355
南	私	あかね	130	2ヶ月	南区鯉湯404番地1	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-372-5600
南	私	白根そよ風	120	2ヶ月	南区茨曾根7664番地1	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	025-375-8500
西	公	内野	60	2ヶ月	西区内野山手2丁目16番5号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-262-2267
西	公	上五十嵐	45	6ヶ月	西区五十嵐2の町8404番地1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-262-2296
西	公	坂井	120	2ヶ月	西区坂井東5丁目31番41号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-269-3160
西	公	坂井輪	120	2ヶ月	西区小針8丁目21番26号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-231-6591
西	公	小針	120	2ヶ月	西区小針4丁目5番25号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-266-9632
西	公	大野	180	2ヶ月	西区大野町3089番地2	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-377-2454
西	公	興野	100	2ヶ月	西区金巻789番地1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-377-2207
西	公	木場	90	6ヶ月	西区木場1015番地1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-377-2617
西	公	寺地	90	6ヶ月	西区寺地1074番地	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-231-3301
西	公	山田	130	2ヶ月	西区山田2622番地	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-377-3765
西	公	黒崎なかよし	110	2ヶ月	西区鳥原923番地	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-377-6500
西	私	山五十嵐	120	2ヶ月	西区五十嵐3の町西16番13号	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-262-4385
西	私	大友中央	70	2ヶ月	西区大友603番地	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-262-0930
西	私	笠木	60	4ヶ月	西区笠木1336番地	7:15 ~ 18:45	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-261-4044
西	私	赤塚	80	2ヶ月	西区赤塚2783番地2	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-239-2565
西	私	保古野木	50	2ヶ月	西区保古野木901番地	7:15 ~ 19:00	7:15 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-262-3558
西	私	なの花	80	2ヶ月	西区赤塚2362番地1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-239-3155
西	私	木山	70	2ヶ月	西区木山825番地	7:20 ~ 19:00	7:45 ~ 17:00	8:15 ~ 16:15	025-239-3318
西	私	翠松	70	2ヶ月	西区寺尾上2丁目3番73号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	025-269-3262
西	私	真行	70	6ヶ月	西区小針西2丁目11番15号	7:20 ~ 19:10	7:30 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-266-0309
西	私	新通	150	3ヶ月	西区新通872番地2	7:15 ~ 19:15	7:15 ~ 15:15	8:15 ~ 16:15	025-268-3132
西	私	有明	140	2ヶ月	西区西有明町1番76号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-267-4995
西	私	吉田乳児	70	2ヶ月	西区西小針台2丁目9番26号	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-266-8456
西	私	東小針	140	2ヶ月	西区小針1丁目33番12号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-233-1257
西	私	愛慈	90	2ヶ月	西区上新栄町1丁目3番9号	7:00 ~ 19:00	7:30 ~ 17:30	8:30 ~ 16:30	025-260-2058

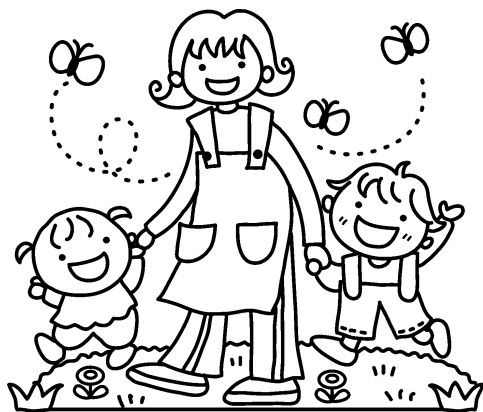
平成28年度 新潟市保育施設一覽表

◎は認定こども園、☆は小規模保育事業、◆は事業所内保育事業です。

※1 認定こども園の定員は、2号・3号の合計定員です。事業所内保育事業の定員は地域枠の定員です。

※2 平日の場合の時間です。土曜日については各施設にお問い合わせください。

区	公立 私立	施設名	定員 ※1	受入れ年 齢	所在地	開閉園時間		保育短時間 ※2	電話番号
				(年月齢)		平日	土曜日		
西	私	吉田	90	3歳	西区西小針台2丁目9番27号	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-267-2007
西	私	るんぴいに	90	2ヶ月	西区小新西2丁目20番16号	7:00 ~ 20:30	7:00 ~ 20:30	8:00 ~ 16:00	025-230-6565
西	私	黒鳥	90	2ヶ月	西区黒鳥5916番地	7:30 ~ 19:15	7:30 ~ 17:30	8:00 ~ 16:00	025-379-3381
西	私	スマイルはじめ	160	2ヶ月	西区坂井1438番地	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 19:30	8:00 ~ 16:00	025-260-5880
西	私	小針パステル	90	2ヶ月	西区小針6丁目43番1号	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 19:30	8:00 ~ 16:00	025-233-1111
西	私	あそびの森 きんし	40	4ヶ月	西区小針が丘2番43号	7:20 ~ 19:20	7:20 ~ 17:20	8:30 ~ 16:30	025-267-6688
西	私	あいりす	90	2ヶ月	西区小新5丁目8番28号	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	025-265-7575
西	私	アルル	90	2ヶ月	西区内野西3丁目9番3号	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-378-0846
西	私	すいか	90	2ヶ月	西区神通西2丁目7番19号	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-201-6904
西	私	遊コスモス小新	90	2ヶ月	西区小新1280番地	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	025-378-3208
西	私	◎ 寺尾	130	2ヵ月	西区寺尾上1丁目6番55号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-260-1239
西	私	◎ ノートルダム	51	6ヵ月	西区寺尾西3丁目26番50号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	025-269-2406
西	私	◎ 旭が丘	49	6ヵ月	西区五十嵐2の町8633	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-378-2606
西	私	◎ 坂井輪東	90	6ヵ月	西区坂井東1丁目6番8号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:00 ~ 16:00	025-231-0130
西	私	◎ 明美ヶ丘	40	6ヵ月	西区五十嵐東1丁目16番33号	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 17:00	8:30 ~ 16:30	025-260-7111
西	私	◎ あそびの森 金鶏つばさ	60	4ヵ月	西区大学南2丁目24番24号	7:20 ~ 19:20	7:20 ~ 17:20	8:30 ~ 16:30	025-262-3311
西	私	◎ 松の実こども園	90	2ヶ月	西区寺尾台3丁目19番13号	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	025-268-2343
西	私	◎ 松の実第二こども園	90	2ヶ月	西区五十嵐東3丁目11番18号	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	025-260-2112
西	私	☆ グランセナ	19	6ヶ月	西区小新4088番地	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 19:00	8:00 ~ 16:00	025-211-0081
西	私	◆ なでしこつぼみ	7	2ヶ月	西区寺地280番地7	7:30 ~ 21:00	7:30 ~ 21:00	8:30 ~ 16:30	025-365-2434
西蒲	公	岩室	120	2ヶ月	西蒲区橋本101番地1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	0256-82-2165
西蒲	公	和納	130	6ヶ月	西蒲区和納909番地	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0256-82-3009
西蒲	公	なかのくち	100	2ヶ月	西蒲区三ツ門59番地2	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	025-375-3060
西蒲	公	巻	90	2ヶ月	西蒲区巻甲2644番地	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	0256-72-3356
西蒲	公	巻つくし	100	6ヶ月	西蒲区堀山新田256番地	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0256-72-3990
西蒲	公	すわ	80	2ヶ月	西蒲区巻甲763番地1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0256-72-7697
西蒲	公	漆山東	60	6ヶ月	西蒲区漆山3320番地	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0256-76-2315
西蒲	公	漆山西	60	6ヶ月	西蒲区並岡10番地2	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0256-72-8142
西蒲	公	かきの実	60	1歳	西蒲区仁箇1443番地1	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0256-72-0770
西蒲	公	松野尾	60	6ヶ月	西蒲区松野尾2896番地	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0256-72-3548
西蒲	公	七浦	45	2ヶ月	西蒲区越前浜6905番地6	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0256-77-2002
西蒲	私	曾根	100	2ヶ月	西蒲区曾根829番地	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	0256-88-2112
西蒲	私	みずほ	60	2ヶ月	西蒲区曾根929番地	7:00 ~ 19:00	7:30 ~ 17:30	8:00 ~ 16:00	0256-88-3747
西蒲	私	鎧郷	120	2ヶ月	西蒲区下山408番地	7:15 ~ 19:00	7:15 ~ 19:00	8:30 ~ 16:30	0256-88-2286
西蒲	私	升湯	50	10ヶ月	西蒲区大湯384番地	7:00 ~ 19:00	7:30 ~ 17:30	8:00 ~ 16:00	0256-88-2518
西蒲	私	かたひがし	200	2ヶ月	西蒲区番屋712番地1	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	0256-86-2023
西蒲	私	竹野町	90	2ヶ月	西蒲区竹野町2616番地	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 19:30	8:00 ~ 16:00	0256-72-3001
西蒲	私	風の子	90	2ヶ月	西蒲区巻甲1740番地	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	0256-72-8545
西蒲	私	めぐみ	90	2ヶ月	西蒲区巻乙9番地	7:00 ~ 19:30	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	0256-72-7138



問い合わせ先

入退園・保育料に関するお問い合わせは、ご希望の保育園が所在する区役所の健康福祉課児童福祉係へ

北区役所	健康福祉課 児童福祉係	☎025-387-1335
東区役所	健康福祉課 児童福祉係	☎025-250-2330
中央区役所	健康福祉課 児童福祉係	☎025-223-7230
江南区役所	健康福祉課 児童福祉係	☎025-382-4353
秋葉区役所	健康福祉課 児童福祉係	☎0250-25-5683
南区役所	健康福祉課 児童福祉係	☎025-372-6351
西区役所	健康福祉課 児童福祉係	☎025-264-7340
西蒲区役所	健康福祉課 児童福祉係	☎0256-72-8389

(発行)

新潟市福祉部 保育課運営担当

〒951-8550

新潟市中央区学校町通1-602-1 (分館 2階)

☎025-226-1225

(平成28年5月発行)